



Title	中国古代軍事思想史の研究
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41031
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	湯浅邦弘
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第13476号
学位授与年月日	平成9年12月16日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	中国古代軍事思想史の研究
論文審査委員	(主査) 教授 加地伸行 (副査) 教授 福島吉彦 教授 濱島敦俊

論文内容の要旨

「軍事」は、中国古代の社会や人間についてのみならず、中国古代史自身について考究する際の重要な視点である。しかし、これまで、そうした観点からの古代思想史ならびに中国古代史における記述は構想されてこなかった。その直接的要因として挙げられるのは、古代兵書の多くが秦漢期に亡佚してしまったこと、また伝存する兵書に対しても偽書の疑いが持たれてきたこと、などの資料上の問題である。ところが、1970年代の中国において、戦国時代から秦漢期に至る古代文書が大量に出土し、軍事思想に関する諸資料が豊富に提供されるという劇的な事態が生じた。

本論文は、こうした状況を踏んで、『孫子』『呉子』等の伝存の文献に加えて、これら新出土資料をも積極的に取り上げることにより、中国古代軍事思想史の記述を試みるものである。

全体は、「戦争の記録と思索」「軍事思想の展開」「秦の法思想と軍事思想」「戦争神の変容」「中国的文武觀の成立」の五部から成る。分量は、400字詰め原稿用紙に換算して、約1150枚である。

第一部「戦争の記録と思索」(全二章)では、『春秋左氏伝』の記述を手掛かりに、従来の戦争形態や戦争觀が激しく変化していくさまを指摘し、その衝撃の中に『孫子』の軍事思想が形成されたことを論ずる。『孫子』は、「廟算」に象徴される慎戦の態度、「詭道」「謀攻」に代表される戦術論、「氣」や「勢」を重視した用兵思想、呪術的要素を排する合理主義など、その後の中国の軍事思想を方向づける要素を多分に含んでいたが、諸国連合的な分封制の周王朝より中央集権的郡県制の統一国家への再編を目指す新たな「天下」的視野、それに見合う政治経済策の抜本的改革、巨大化した戦争の正当性の問題などは、思想的課題として次の時代に残されたとする。

第二部「軍事思想の展開」(全十章)では、戦争規模の拡大や世界再編の可能性の浮上などを背景として大きな展開を遂げた戦国期の軍事思想について考察している。

先ず第一章では、魏の文侯・武侯に仕えて西河防衛に努めた呉起の思想を取り上げる。呉起は、西河の開墾と防衛とに当たる農民兵を募り、精銳部隊「武卒」を編成して秦に連勝したが、それは、多くの民を一律に徵用することを前提とした『孫子』の用兵思想とは異なる発想に基づくものであったとする。これに対して第二章では、『孫子』の思想を継承し「孫氏」学派の存在を示唆するものとして、銀雀山漢簡『孫臏兵法』を取り上げ、それが齊の開祖・太公

望呂尚以来の軍事的伝統や「勢」の思想を生み出した文化的伝統を背景に形成されたものであるとする。

続く第三章では、同じく、銀雀山漢簡の発見によって資料的価値を回復した『尉繚子』を取り上げる。『尉繚子』は、当時流行る呪術的兵法を厳しく批判し、『孫子』以来の、人事尊重の兵学的立場を一層強調しているとする。また、法家思想の源流でもある商鞅変法を彷彿とさせる富国強兵思想を展開し、国家の政治経済策という総合的視野から軍事を論ずる点に、その最大の特色があったとする。

次に第四章では、そうした立場を更に押し進めたものとして、『司馬法』を取り上げる。『司馬法』は「国容(平時)」「軍容(戦時)」という二つの場を設定した上で、そこに適用されるべき原理(「文」と「武」)が各々異なり、かつ、表裏一体の関係で併存すべきであるとの統治理論を提起しているとする。即ち、『司馬法』においては、「武」が「軍容」という場に限定されながらも、その積極的行使に理論的正当性が与えられていると論ずるのである。

また、第五章および第八～十章で考察される銀雀山漢簡『守法等十二篇』や馬王堆帛書『明君』にも、これに類似する思想が窺えるとする。『守法等十二篇』は、「王者」による積極的武力行使を肯定し、また『明君』も、当時厳しい対立関係にあった「儒」「法」両要素を、連続的な王者覇者観によって併存させ、ともに、武力行使の正当化を図る点に特徴があったと指摘している。

更に第六～七章では、馬王堆帛書『称』の分析を通じて、こうした思索が中国思想最大の特質でもある天道説と連係しながら整備されていく状況を考察している。即ち、『称』が陰陽や四時の周期的運行をモデルとする天人相關的な政治思想を提起していること、またそれ故に、為政の原理たる「文」と「武」も、陰陽・四時の規則的な交代変化を規範として、同等の価値を持つつ併存(「称」)すべきであると主張していること、などを明らかにしている。

このように、第二部では、戦国時代の軍事思想が、『孫子』によって形成された戦術論・戦略論を基本的には継承しながらも、更に儒家思想や法家思想などとも関わっていく多様な思想的展開を遂げたこと、また、そこでは、『孫子』にはなお稀薄であった新たな「天下」的視野が存在し、武力行使の正当性が天道説にも留意しつつ模索されていたこと、などが明らかにされている。

第三部「秦の法思想と軍事思想」(全五章)では、睡虎地秦墓竹簡を中心的資料として、秦の法思想と軍事思想について考察し、秦が、厳格な法治を基盤とした国政の抜本的改革による軍事的勝利を目指したことを明らかにしている。第一～二章では、睡虎地秦墓竹簡を読解して秦律の基本的特質を検討し、秦の軍事的勝利が商鞅変法以来の富国強兵策に支えられていたこと、また一方では、秦の統治理念が占領地の末端にまでは浸透していなかったこと、そして、その法治の究極的根拠に対する思索がなされぬまま、理念と現実との矛盾の解消が地方の吏に託されていたこと、などを明らかにしている。

また、第三～五章では、『呂氏春秋』に展開される義兵説を考察し、それが武力行使を積極的に肯定した総合的で特異な思想であったこと、秦帝国が短命に終わったこともあるって、それが実際には秦の軍事行動を支える理念とはならなかったこと、秦の常勝の歴史が却って、軍事や法治への根本的思索を阻む結果となったこと、などを論じている。即ち、第二部において論究された戦国時代の軍事思想が戦争自体への考究を深めていく中で、秦の軍事思想がそれらとは対極的な立場にあったことを指摘している。

第四部「戦争神の変容」(全六章)では、中国古代の戦争神について検討し、戦争神の変化や特質が、第三部までに検討された軍事思想の展開といかなる関係にあるのかについて論究している。

先ず第一章において、古代中国の戦争神・蚩尤の諸伝承を整理した上で、続く、第二～六章では、戦争観の変化に伴って蚩尤像が変容していく過程を明らかにする。即ち、『呂氏春秋』では、戦争を、人間の本性に基づく普遍的行為とし、かつ人間社会の形成を促す必然的事象であると主張するために、戦争即悪虐の蚩尤の個別特殊的行為、とする従来の伝承が否定されていること、また、漢代における儒家の文献『大戴礼記』や黄老道の思想を伝える馬王堆帛書『十六經』にも蚩尤像の凋落現象が窺えること、そして、こうした蚩尤殺しが学派を越えた一種の時代的要請であり、以後の戦争神が、荒ぶる異形神から、太公望や関羽など、王者に忠節を尽くした武人(神)へと変容していったこと、などが明らかにされている。

第五部「中国的文武觀の成立」(全四章)では、戦国時代に形成されつつあった軍事思想が中国的文武觀のもとに一

応の確立を見る漢代の思想的状況について論じている。第一章では、前漢昭帝期の塩鉄論争を取り上げ、そこに、戦国時代における「称」の思想から漢代における「權」の思想への展開が看取されるとする。即ち、天道が陽（文）を尊び陰（武）を卑しみながらも、陰陽両要素を不可欠の存在としているように、「武」もあくまで非常の手段（「權」）でありながらも、為政の重要な要素としてその価値を認められるに至り、これが中国的文武觀としてその後の軍事思想の大枠を形成した、との仮説を提示している。

また、第二～三章では、前漢時代における主要な軍事的著作である『淮南子』兵略訓や『説苑』指武篇を取り上げ、それらが、各々道家的、儒家的特色を示しながらも、基本的には、戦国時代以来の軍事思想の潮流をほぼ継承していることを論ずる。また第四章では、中国古代の呪術的兵法を取り上げ、それらが隠然たる系譜を形成しながらも、やはり、新たな軍事思想の展開を促すことはできず、「詭道」の一種として伝統的兵法の側に包摂されていった状況を明らかにしている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、大きくは(一)第一部から第三部まで、(二)第四部、(三)第五部の三部分から成る。(一)は、周王朝末期から秦漢帝国成立期に至るまでの軍事思想の史的展開、(二)は、その展開と並行しての戦争神・蚩尤の変容に関する分析、(三)は、平和な統治となった前漢代における軍事思想の変移、それぞれについて述べている。

(一)について言えば、『呉子』には儒家系思想、『孫子』『孫臏兵法』『尉繚子』には法家系思想、『司馬法』『明君』には儒・法両系思想があることを明らかにし、周末から秦・漢にかけての思想史における儒・法両思想の対立と折衷との展開を軍事思想史の中にも見出し、それを中国思想史全体の中に位置づけることに成功しており、本論文の根幹をなしている。

その際、いわゆる睡虎地秦簡（竹簡）、銀雀山漢簡（竹簡）、馬王堆帛書等、一九七二年から一九七五年代にかけて発掘された新出土資料の文献的価値に限定的評価を加えつつ、それを駆使し、文献成立時期の比定をはじめとして、秦漢思想史における思想的空白の補填、諸資料との関連等について、説得力ある論証を行なっている。新出土資料の読み解きは困難であるが、論者は、今日の学界の最高水準の研究成果を挙げている。

(二)について言えば、中国古代神話学研究に対して独創的な見解を提出している。即ち、中国古代神話の量が少ない理由について、従来、中国人は人間中心であったとするのが通説であった。しかし、近年、例えば漢字の語源研究などを通じての民俗学的研究が進展する中で、そのような通説は崩壊しつつあるが、本論文は、独自の立場から通説を結果的に否定している。即ち、軍事思想の中で絶えず登場する戦争神（加護の神また暴挙の神の二つの性格を有しているので「軍神」という語を避けた）の蚩尤を例にして、蚩尤像がどのように変容していったのかということを、資料的に完璧に追跡し、古代神話が、歴史の事実へとどのように化してゆき、ついには現実の悪人として貶められていったかという経緯を明らかにしている。

蚩尤のこの変容例（神の中身ではなくて、神から人への変容）は、神話における特殊例ではなくて、その変容過程に一般化できる要素を含んでおり、将来、神話の変移に関して考察する際、同様の類型を見出しうる可能性を示している。即ち、古代神話の数が少いのは、神話として作られたものが少ないと言うのではなくて、古代神話が歴史化され消えていったからではないかという可能性を提供しており、中国古代神話研究に対して、軍事思想研究の立場から新しい見解を提出している。

(三)について言えば、周末戦国期より秦漢帝国成立を経た軍事思想における「称」の立場は、平和な統治期となった漢代に至ると、四時・陰陽等の天道の運行に政権の正当性を認める春秋公羊学・董仲舒らの「權」の立場へと展開していったことを論証する。その発展として、中国独特の陰陽思想に基づくところの陽（文）と陰（武）という文武觀に至ったことを明らかにする中で、中国的文武觀としてその後の軍事思想を大きく方向づけたとする見解の提示に至っている。

本論文は、論題の趣旨や性格上、漢代以後については触れていないが、こうした文武觀が、後世に登場して中国社会の根核となる科挙制度が文挙・武挙の二本立てであり、しかも文挙が武挙に対して優位に立ち、文官優位の政治理想に基づくことへとつながっていく方向をすでに含んでいたことを的確に示唆して十分である。更に言えば、文(徳)と武(兵)との両者の関係について、いくつかの類型を作り、漢代以後の文武觀検討の際の指標とすることができるであろう。

以上のように、従来、周末秦漢期において登場した兵書のほとんどが、まさに単立的な軍事指揮書あるいは軍事技術書として位置づけられてきたにすぎず、思想としてほとんど論究されることがなかったことに対して、本論文は、中国古代の諸兵書を周末秦漢期の思想史の展開の中に位置づけることに成功し、その結果、従来の周末秦漢思想史をより豊富な内容とする業績を挙げている。そしてその際、難解な新出土資料を駆使した力量は研究論文として学界第一線の水準にあることを遺憾なく示している。

もつとも、本論文にいくつかの問題点がないわけではない。周末戦国期の戦争は、近現代における主権国家間の武力闘争としての戦争ではなく、「兵」ということばが示すように、武器・兵士・軍隊に始まり、諸侯間の国家的武力闘争に至るまで多様である。その点を論者はあらかじめ断ってはいるが、兵書の各関係資料について、分別を更に詳しくすることによって、論究がより精密となるであろうし、軍事思想のみならず、当時の軍事的技術や現実の戦争と軍事思想との相関についても考究を深めれば、より一層、その思想的意味を闡明にすることができるであろう。また、『大戴礼記』用兵篇を対象とする一章が置かれているならば、更に他の經書についても検討を試みるべきであるが、そうなれば軍事思想史というテーマを遙かに越え経学研究ともなるため、将来のテーマとして期待すべきであろう。

なお、所定の学力確認試験は合格した。

本審査委員会は、本論文が博士(文学)の学位に十分に値すると認定する。